



# 長野県報

11月17日(木)  
平成23年  
(2011年)  
第2320号

## 目 次

### 告 示

長野県県税条例に基づく申告等の期限の到来（税務課）	1
長野県県税条例に基づく自動車税に係る納期限の到来（税務課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	2
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（健康長寿課介護支援室）	3
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	4
保安林予定森林（森林づくり推進課）	4
森林法に基づく保安林の指定の解除（森林づくり推進課）	4
公共測量の実施（建設政策課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	5
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築指導課）	6
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	6
一般競争入札（2件）（道路管理課）	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）	8
一般競争入札（企業局）	8

### 告 示

#### 長野県告示第770号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、平成23年4月14日付け長野県告示第254号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するものについて、平成23年12月15日とします。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部守一

都道府県名	指 定 地 域
岩 手 県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
宮 城 県	気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町

税務課

**長野県告示第771号**

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、平成23年4月14日付け長野県告示第254号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）に限り、その期限が平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するものについて、平成23年12月15日とします。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部 守一

都道府県名	指定地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町
福島県	田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村

税務課

**長野県告示第772号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ほっと・はあと ン岡田	ほっと・はあとヘルパーステーション岡田	松本市岡田松岡310-2	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター戸上	千曲市力石1番地1	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中越	長野市中越一丁目6番27号	平成23年11月1日

## (2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社アスカムライフ	リハビリサロン夢里逢	東御市海善寺1194番地1	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターとうみ	東御市加沢1174-2	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター戸上	千曲市力石1番地1	平成23年11月1日
特定非営利活動法人ライジングネット舎	デイサービス暖暖	中野市岩船438-13	平成23年11月1日

## (3) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
中越クリーンサービス株式会社	シルバーサポート長野店	長野市中越二丁目6-17	平成23年11月1日

## (4) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
中越クリーンサービス株式会社	シルバーサポート長野店	長野市中越二丁目6-17	平成23年11月1日

## (5) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人孝明	短期入所生活介護孝明豊科館	安曇野市豊科南穂高5771番地	平成23年11月1日

## 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
企業組合労協ながの	飯山介護支援センター	飯山市南町18-2 城南荘7号室	平成23年11月1日

## 3 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ほっと・はあと	ほっと・はあとヘルパーステーション岡田	松本市岡田松岡310-2	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター戸上	千曲市力石1番地1	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中越	長野市中越一丁目6番27号	平成23年11月1日

## (2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社アスカムライフ	リハビリサロン夢里逢	東御市海善寺1194番地1	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターとうみ	東御市加沢1174-2	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター戸上	千曲市力石1番地1	平成23年11月1日
特定非営利活動法人ライジングネット舎	デイサービス暖暖	中野市岩船438-13	平成23年11月1日

## (3) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
中越クリーンサービス株式会社	シルバーサポート長野店	長野市中越二丁目6-17	平成23年11月1日

## (4) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
中越クリーンサービス株式会社	シルバーサポート長野店	長野市中越二丁目6-17	平成23年11月1日

## (5) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人孝明	短期入所生活介護孝明豊科館	安曇野市豊科南穂高5771番地	平成23年11月1日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第773号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。  
平成23年11月17日

長野県知事 阿部 守一

## 指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定した年月日
社会福祉法人孝明	指定介護老人福祉施設孝明豊科館	安曇野市豊科南穂高5771番地	平成23年11月1日
社会福祉法人孝明	ユニット型指定介護老人福祉施設 孝明豊科館	安曇野市豊科南穂高5771番地	平成23年11月1日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第774号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければいけない地域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部 守一

1 形質変更時要届出区域

中野市大字西条字高橋116番1、138番1、138番2及び148番3  
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

水大気環境課

**長野県告示第775号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部 守一

**1 保安林予定森林の所在場所**

上伊那郡辰野町大字横川字下飯沼沢4723から4725まで、4727から4730まで、4731の1、4731の3、4731のロ、4731のハ、4731のニ、4731のホ、4731のヘ、4732から4741まで、4743から4745まで、4746のイ、4746のロ、4747、4748、4750から4754まで、4757、4760、4763、4767から4771まで、4773から4791まで、4794、4796から4798まで、4800から4809まで、4811、4812、4815から4817まで、4819、4820の1から4820の3まで、4821のイ、4821のロ、4822から4824まで、4825の1、4825の2、4826の1、4827から4832まで、4833のイ、4834から4842まで、4845から4848まで、4852、4854、4906、4911の1、4911の2、4914の1、4915、4934、4937、4960、4968の2、4968の3、4969の3から4969の5まで、4971、5021から5025まで、5026の1、5026の2、5031の3、5035から5037まで、5043のロ、5046から5048まで、5050、5051、5053、5056、5076のロ、5078のイ、5078のロ

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下飯沼沢4723から4725（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4727から4730まで、4731の1・4731のロ・4732から4737まで・4739から4741まで（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、4743から4745まで、4746のイ、4746のロ、4748、4750から4754まで、4757、4763、4767（次の図に示す部分に限る。）、4768、4769、4820の1・4820の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4852、4854（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

長野県知事 阿部 守一

**1 保安林予定森林の所在場所**

上田市小泉字芦沢口1336の1、1336の2、1339、1340の2、1341の2、1341のロ、1356から1360まで、字西ノ入1573のロ、1574、1582、1586、1590、1596、1597、1602の1、1609の1、1612の2、1622、1626、1630の1、1659、1661の2、1680、1681、字西ノ入山2042の1、2042の2、字蛇川原入2053の1、2053の3、2059の1、字寺住平2097、2099の4、2102の7、字大貝平2111、2114の2、2116の1、2123の1、2123の2、2123の3（次の図に示す部分に限る。）、2125、2126、字宮ノ入2133、2138の1（次の図に示す部分に限る。）、2145、字飯綱山2206の2、字芦沢入2233の2、2234の2、2235の2、2238の2、2239の1、2245の1、2246から2248まで、2252の4、2253、2254の1、2254の2（次の図に示す部分に限る。）、字弓立2255の1、2255の2、2256の1、2257、2271の1、2271の2、2277の1、2278の2、2279の2、2288、2289の1（次の図に示す部分に限る。）、字芦沢口1336の2地先・1358地先・1359地先・1360地先・字芦沢入2234の2地先・2235の2地先（次の図に示す部分に限る。）、字飯綱山2206の2地先・字芦沢入2233の2地先・2245の1地先（次の図に示す部分に限る。）

**2 指定の目的**

干害の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第777号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部 守一

**1 解除に係る保安林の所在場所**

下伊那郡壳木村2653の90（次の図に示す部分に限る。）

**2 保安林として指定された目的**

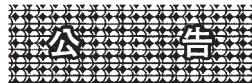
公衆の保健

**3 解除の理由**

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢トライ

3 代表者の氏名

伊藤正昭

4 主たる事務所の所在地

松本市清水二丁目11番45号

5 定款に記載された目的

この法人は、身体的・知的・精神的障害をもつ障害者に対して、情報処理技術分野で創造的生産活動を行う就労の実現を通じ、社会において価値ある構成員として評価され正当な対価である収入を確保し、障害者の私的、社会的自立生活と経済的な自立を図る事業を行い、健全な地域づくり、豊かな人間性に支えられる社会づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

### 長野県飯田建設事務所告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年12月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月17日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米川飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市龍江5746番の1地先から 飯田市龍江4493番の1地先まで	旧	m 11.7~14.6	km 0.0270
同上	新	10.9~14.6	0.0270

道路管理課

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ペイシア電器上田ときわぎ店

上田市常磐城裏町2266-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ペイシア電器

群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 戸田書店上田店

(変更後) ペイシア電器上田ときわぎ店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名